

【2月定例会 一般質問： 佐藤 雅裕】

①スピード・信頼・確信・決断について

福島県が本格的な復興に向けスピードをもって、着実に前進しなければならない非常に重要な「復興元年」が幕を明け、2ヵ月ほどが経過しました。

しかし、遅々として進まない除染、大きく遅れる健康調査、「安全宣言」後に散見された基準値を越える米の流通の問題など、県民そして福島県の復興を支える県外の人にとって、福島が復興へ向かい始めたと言う「確信」を持つには程遠い状況にあると言わざるを得ません。

いま県は「緊急に」世界、日本、そして県民に対し、福島県が必ず直面する課題を確実に解決し、復興を成し遂げると言う「信頼」と「確信」を与えなければなりません。

その「信頼」と「確信」がなければ、既に6万人もの県民が県外に流出している状況で、4月に新学期を向かえる子ども達が福島に戻るどころか、一層の流出が食い止められません。また経済・雇用面に於いても、今回の補正により国内最大規模の企業立地の為の予算案が計上されていますが、民間企業にとっては単純な優遇措置だけではなく、あくまでも福島に於いてその経済活動を行う上でのリスクを評価するのは当然であり、放射線対策を含めた復旧の遅れが投資の決断に大きな障害となることは想像に容易であります。

「福島県として」の県民、日本、世界に対する「信頼」と「確信」を一刻も早く築く為に、多くの直面する課題に対して、それぞれの局面で重要な「決断」が必要となります。放射線問題により不安な状況の中で生活を送る県民の健康を、将来にわたり担保する為に必要な施策を展開する「決断」、除染に関して福島県全体として何が最適であるかと言う視点から明確な優先順位付けを行う「決断」、県民をはじめ福島の復興に関わるステークホルダーに対し、一刻も早く除染を推し進め、安心・安全な地域・環境を取り戻す為に必要不可欠な仮置き場・中間貯蔵施設の設置に関する「決断」、そして実証実験やモデル事業の結果を踏まえ、線量低減化に多くの時間を費やさなければならない地域が出てくる場合にその地域住民が幸福に暮らしてゆく為に必要な「決断」。これらに留まらず今後の多くの重要な課題に対し、遅延なく決断することが求められます。

政府は「福島の復興なくして日本の再生なし」と言っていますが、現実には、今この時点でも世界は圧倒的なスピードで動いており、世界は福島の復興を待っていません。一刻も早く福島の復興を成し遂げ、そして新しい福島の姿を見せることが日本の世界に対する貢献につながります。いま除染対策、健康対策、産業振興対策で足踏みをしている時間はありません。まさに福島県の復興に「信頼」、「確信」、「スピード」が不可欠です。

そこで、

①-1) 復興に向けて、様々な課題にスピード感を持って取り組み、決断して行くことが重要だと思いますが、知事の決意を伺います。

「スピード」と「決断」と同時に、明確な時間軸を併せて示すことも非常に重要です。多くの決断により、様々な施策を復興ビジョンや復興計画の中に位置づけ、福島の復興を強力に進めると同時に、除染・健康管理対策やインフラ・制度面の整備と言った福島復興の核となる重要な要素について、その指標と目標値、達成すべき姿を時間軸とともに工程表として示すことが重要であり、そしてその進捗状況を積極的に、簡潔で明確な形で公表し、強力に復興を遂行する姿勢を県内外に発信し続けることが重要です。

①-2) 復興計画の進行管理は、県内外に分かりやすく示すべきと思いますが、県の考えを伺います。

同時に世界に対しても、こうした福島の復興に向けた決意・取り組みを発信し続けなければなりません。今の情報化社会の中でインターネットを用いた情報発信が非常に有効なツールとなっており、ホームページから始まり、ブログ、Twitter、Facebook など様々なコミュニケーションツールが普及し、最近では「アラブの春」や「ウォール街の占拠」と言った出来事が記憶に新しい様に、ネットの国際社会への大きな影響は疑う余地がありません。マスメディアが福島の困難な状況を多く取りあげる傾向にあるのに対し、こうしたインターネットを活用し、自ら直接世界に対し福島の復興に向けた取り組みを発信して行くことは非常に重要です。しかし現在の福島県の英語版ホームページに於いては、知事のメッセージで東日本大震災・原発事故への言及はあるものの、福島の現状、今後の対策等について多く触れられておりません。

①-3) 県の外国語版ホームページで復興に向けての取り組みなどを分かりやすく発信すべきと思いますが県の考えを伺います。

②除染及び仮置き場所について

昨年6月議会に於いて、線量低減化活動支援事業が予算化され、現在市町村で町内会やPTA等の団体による事業の取り組みがされています。

しかし、実際に除染作業を実施するにあたり、そこで排出される汚染土壌の処分が大きな問題となっております。県のマニュアルでは一時保管場所の設置を求めています。仮置き場の設置がコミュニティに於いて困難な為に、この事業の実施状況が大きく後退した市町村もあり、そこで事業推進の為に何点かの条件の緩和が行われ、「一時保管場所」の設置義務についても緩和されました。

②-1) 線量低減化活動支援事業について、仮置場の設置義務を緩和した背景を伺います。

除染作業にあたり「仮置き場の設置」の義務を緩和した事により、一般の住民が放射線低減活動で最も効果的に実施することのできる作業のひとつである「ホットスポットの表土」や「側溝の土砂」の除去を行わないよう、一部の市町村が指導する結果となっている実態があり、こうしたケースに於いてはこの事業に携わる住民の努力に対して放射線量の低減化の効果を疑問視せざるを得ない状況となっています。

更にこの一時保管場所についての条件緩和により、除染実施者は環境省のガイドラインにある様に土砂などを「可能な限りあらかじめ除去」することができず、やり方によっては単に高圧洗浄機を用いて流すだけと言う、更なる飛散の問題が発生し、やむを得ずそうした土砂を排除した場合にそれを処分することができずに「仮置き」するという状況を生んでいます。この仮置きでは本来仮置き場で取られるべき放射性物質の再流出防止の対策が十分にとられていないケースもあることも懸念されます。本事業は来年度も継続して予算が計上されており、今後の効果的な実施についての十分な検証がなされるべきであると考えます。

②-2) 仮置場の確保が困難なため、側溝土砂の除去ができないなどの問題があるが、県はどのように認識しているのか伺います。

こうした点からして、除染活動を推進する為の仮置き場の設置の状況・スピードに問題があるのは明白です。放射性物質汚染対処特措法では除染作業の実施主体となる国、そして市町村がそれぞれ仮置き場を設置することとなっていますが、速やかなそして効果的な除染活動の実施の為、県としても自ら積極的に仮置き場の設置に向け主体的に動くべきであり、同時に国に対しても国直轄以外の区域においても国が仮置き場の設置を進める様に働きかけるべきと考えます。

②-3) 仮置場の設置を進めるために県も主体的に取り組むべきと考えるが、県の考えを伺います。

線量低減化活動支援事業のように住民が自ら行う除染活動は、地域での取り組みによる問題意識の高まりといった効果は期待できる一方、危険が伴う作業など住民自身が行える作業内容とその効果には限界があります。県勢をいち早く取り戻し復興を早める為に、国の示す除染方針や単に放射能の汚染度合いだけではなく、県としての複合的な観点を以って、除染の実施について県が積極的に主導し、優先順位付けを明確にし、民間事業者を効果的に最大限に活用しながら緊急に推進するべきと考えます。

②-4) 県は、いち早い県勢回復のため、どのような考えで除染を進めていくのか伺います。

また、現在、国・県により様々な除染のモデル事業や実証実験が進められています。これらの実証実験の結果により、ある程度の地形的・構造的な条件や放射能の汚染度合いによる

除染の効果や困難度が判り、それらを基に対象の地域ごとに期待できる除染の効果や線量低減化に要する時間軸の判定ができるものと考えます。県はこれらの成果を県としての復興計画・施策にフィードバックすべきと考えます。

②-5) 県は、国や県が実施している除染モデル事業の成果をどのように活用するのか伺います。

また除染において、自然が本来持つ力を研究しながら除染対策を行うことも大切になります。一度自然のエコシステムに入った放射性物質を取り除くことは非常に困難となるため、環境循環内での放射能汚染物質の侵入・拡散をいち早く防ぐための対策が重要であり、また人間が歴史において森・里・海のバランスを保ち自然が本来持つ力を生かしてきたことも配慮しなくてはなりません。森林は、河川などを通し里域、海域への循環の源であり、この循環に放射能汚染物質が入り込むリスクを最小限に留めながら、自然の持つ力を保持する様な最大限の対策が必要となります。

②-6) 県は、森林の除染作業の進め方について、どのように考えているのか伺います。

③汚染廃棄物等の処理、及び中間貯蔵施設について

特措法、基本方針等において、除染により生じる「除染廃棄物」については市町村、コミュニティに於ける仮置きのうち今後設置される「中間貯蔵施設」に管理・貯蔵することが示されました。国は除染に伴い生じる除染土壌等に関し、廃棄物の発生量の少ないケースで1500万 m^3 、多いケースで2800万 m^3 と試算しています。中間貯蔵施設はこれを前提とした設計となると想定されますが、現在福島市大波地区で実施している面的除染のモデル事業では表土を5cm程度除去しており、仮にこの仕様で標準的に実施されると仮定し計算すると、発生量の少ないケースで約17km²四方、多いケースでも約23km²四方の面積にしか相当しません。そうした点からしても、今後、除染技術と並行して安価で効果的な減容化の技術開発が進められることが重要となります。

③-1) 国が昨年末に示した中間貯蔵施設の規模について、県はどのように受け止めているのか伺います。

また環境省の示した除染等のロードマップに於いて除染土壌等に関し、本格的な仮置きから3年で中間貯蔵施設へ貯蔵することとしています。しかし今後必要な除染対象区域の面積、そして併せて行われる減容化の処理能力が定まらない状況からして、仮置きの状態が3年間では困難で、地域における仮置きが実質的に長期・恒常的な状態となることが強く懸念されます。減容化にかかる処理時間なども考慮しながら、廃棄物などの仮置き場から中間貯蔵施設への移設に、容量不足や時間的な遅延が生じない様、十分な事前の検討が必要であると考えます。

③-2) 除染に伴い生じた除去土壌は、仮置場から3年程度で全て中間貯蔵施設に搬入できるのか伺います。

また特措法では除染等により生じる廃棄物であっても、指定廃棄物や焼却可能な廃棄物等は、焼却等の処理の後、1kgあたり10万Bqを越えるものに関しては中間貯蔵施設へ、そして10万Bq以下の廃棄物に関しては、おもに既存のものを想定した管理型処分場への埋設と示されています。

③-3) 除染に伴う廃棄物や指定廃棄物の埋立処分について、既存の管理型処分場での処分が可能なのか、県の考えを伺います。

こうした管理型処分場への埋設に対し、一般の除染土壌を主とする廃棄物は汚染濃度と無関係に仮置きを経て減容化の処理等を含めて中間貯蔵施設に埋設されます。こうした点で現制度は二重のスタンダードとなっており、指定廃棄物に関し1kg当たり10万Bq以下の廃棄物に関しても管理型処分場ではなく除染土壌等と同様に中間貯蔵施設に埋設するべきであると考えます。

③-4) 指定廃棄物は全て中間貯蔵施設に埋設すべきと思うが、県の考えを伺います。

仮置き場の設置と同様に中間貯蔵施設の設置も除染の速やかな推進に向けて重要となります。中間貯蔵施設の設置の遅れが福島除染、そして復興の遅れにつながることで強く懸念されます。

③-5) 中間貯蔵施設の設置に関して、県は積極的に関わるべきと思うが、県の考えを伺います。

④県民の健康管理について

健康管理は県民ひとりひとりが「確信」を持って復興に取り組むうえで非常に大切な要素となります。「安心」は決して説得して得られるものではなく、不安に思うひとりひとりに手を差し伸べることでそうした人たちが感じて初めて得られます。

県民健康管理調査において、県民の被ばく状況を把握し、同時に被ばくによる影響の調査を実施する為に、甲状腺検査とホールボディカウンタによる内部被ばく調査が行われています。しかし、18歳以下の36万人、内部被ばくに関しては妊婦を含めた38万人の一回目の調査が完了するのがH25年度と余りにも遅いと言わざるを得ません。更に平成26年度以降、甲状腺検査については18歳以下が2年に1回の計画であり、WBCによる検査では子ども達に対して、どの様な定期的な検査体制が継続されるのか明確になっておりません。

「長期的な観点で県民の健康状態の把握や疾病予防に役立てる」点からして、異常の早期

発見が重要であり、今後の検査の頻度はより短く、そして定期的に検査出来る体制を整備することが必要であると考えます。

④-1) 県民健康管理調査における甲状腺検査について、毎年受けられるようにすべきと思いますが、県の考えを伺います。

また内部被ばくの調査に関し、その調査の大きな役割のひとつは、放射性物質を原発事故当初にどの程度体内に取り込み、その後の日常生活で食品等によりどの程度摂取したかを個人で把握することであると理解しております。しかしながら、生理学的半減期を考慮したセシウムの実効半減期は大人で90日程度と言われ、子どもについてはその半減期が更に短い現実があります。実際、南相馬市で行われている調査で昨年9-10月時点の検査で小児の約半数が検出限界以下であったのに対し、今年の1月には約95%が検出限界値以下と言う状況です。つまり、健康福祉部が2月1日に「福島県住民ホールボディカウンタ測定の線量評価の方針について」で示した様に、日常の食品等から摂取したものによる影響からしても、事故当初の内部被ばく量を推計することは困難な状況となっています。

④-2) 現在実施しているホールボディカウンタ検査について、身体への影響に係る評価方法を伺います。

やはり県民が最も不安に思っているのは自分たち、そして子ども達が原発事故の発生時からどれだけの放射線を浴び、その後の日常生活や食習慣から体内に取り込み、これからどれだけの被曝が想定されるのか判りたいという事です。少しでも可能な限り事故当初からの被ばく量を把握する為にも、「安心」と「確信」の為にも、一刻も早く内部被ばく検査を受診できるようにすることが重要であると考えます。

④-3) 子どもや妊婦に対するホールボディカウンタ検査を速やかに実施すべきと思いますが、県の考えを伺います。

内部被ばく検査は、個人がどれだけ普段の食事等の生活習慣から放射性物質を摂取しているか自ら把握し、その結果に応じ専門家の議論に照らし合わせながら自主的に日常生活等に於ける対策を考え、自己管理を可能にし、前向きに課題に取り組む環境をつくる上で非常に重要となります。従い、導入のスピードだけではなく、個人が検査を受けたいときに受けられる体制を築くことが重要であると考えます。その為には県をはじめとした自治体のみではなく民間病院等でのWBCの導入を促進し、県民が検査を受けたいときに安価に受診できる体制を築くべきであると考えます。

④-4) 希望する県民がいつでも内部被ばく検査を受けられる体制を整備する必要があると考えますが、県の考えを伺います。

そして、個人が日常の食生活による内部被ばく量を自己管理する為に、摂取する食品の放射能濃度を消費者が判る様にすることも進めなければならなりません。消費者が食品の放射能濃度の測定を自ら行える仕組みを構築することや、現在示されている米の全量検査のみではなく、広く農産品等の検査体制を進め消費者の選択基準とすることが不可欠であると考えます。このことは同時に田畑の除染対策の推進と共に、全国の消費者に対しても明確な数値を示すことでの消費者の福島に対する「信頼」につながると考えます。

④-5) 身近な食品の放射能濃度について、県民が自分の目で確認できる検査体制を構築するべきと考えますが、県の考えを伺います。

更に、より強固な「信頼」と「確信」を築く為に、県として健康管理調査に関わる結果などと各種放射線モニタリング調査に関わるデータ等とを併せて積極的に詳細のデータや情報の開示を行い、県の関係・委託機関だけではなく民間でのデータ蓄積と併せ、より多くの専門家がオープンに世界ベースで議論し、共通の見解を醸成する環境をつくることが重要であり、県の施策に反映させることが必要であると考えます。

④-6) 放射線の健康影響に関して、より多くの専門家が、オープンな議論ができる環境を整えてゆくべきと考えるが、県の考え方を伺います。

⑤2020年の東京オリンピック招致について

「信頼」、「確信」、「決断」、「スピード」により、福島の復興を成し遂げるうえで、私たちの希望をどの様につなぎ、そして復興した姿をどの様に世界にアピールするか考えなくてはならなりません。

東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会が2020年のオリンピック招致を目指し、15日に申請ファイルを提出しました。その大会ビジョンの中で「大会を開催することは、復興を目指す私たちにとって、明確な目標と団結をもたらし、支援を寄せてくれた世界の人々への感謝を示す機会となる。大会の開催は、スポーツの持つ大きな力が、いかに困難に直面した人々を励まし、勇気づけるかということを示すことになるだろう」と述べ、このオリンピックを被災地の復興につなげる「復興オリンピック」の意味合いを持たせることを示しています。福島県としても知事が評議会の委員として参画しており、復興専門委員会を通して今後の福島県としての役割につき議論されていることと思います。

この原発事故により世界に大きく知られることとなった「フクシマ」は、そのイメージが大きく傷ついたまま風化し、やがて世界の人々の記憶から消え、「フクシマ」と共に思い出されるのは原発事故の悲惨な映像のみと言う事態になることが懸念されます。東京オリンピックに関わり、貢献してゆくことで復興した「フクシマ」を世界に示すことができると同時に、いま直面する放射線問題を克服するという世界に対する意思表示となり、更にその準備経過を世界に発信することで風化の問題が防げます。県民にとっても、ひとつの大きな目標

に向かって一体となって進み、将来の大きな夢を共有し子ども達に自信を与えることができるなど大きな意義が考えられます。

⑤-1) 2020年の東京オリンピック招致について、県はどの様に関わってゆくのか伺います。